

USSUsed car  
System  
Solutions

株式会社ユー・エス・エス

証券コード：4732

# 第42期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、電磁的方法（インターネット等）または書面により事前に議決権行使をしていただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。上記に伴い、一昨年より、株主の皆様との懇親会およびお土産の配布は中止させていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

招集通知閲覧も議決権行使もスマホで簡単



スマート招集

招集通知の  
閲覧はこちらQRコードによる  
議決権行使▶ 議決権行使書を  
ご用意ください

開催日時

2022年6月21日（火曜日）  
午前11時（受付開始 午前10時）

開催場所

愛知県東海市新宝町507番地の20  
当社本社（当社名古屋会場）

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件①  
第3号議案 定款一部変更の件②  
第4号議案 取締役7名選任の件  
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度および業績連動型株式報酬制度に係る報酬額および内容決定の件

## ごあいさつ



代表取締役会長兼  
最高経営責任者（CEO）

**安藤 之弘**

代表取締役社長兼  
最高執行責任者（COO）

**瀬田 大**

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第42期定時株主総会を2022年6月21日（火曜日）に開催いたしますので、招集ご通知をお届けいたします。

さて、当社は、1982年8月23日にU S Sナゴヤオートオークションとして、オートオークション事業を開業し、本年で40周年を迎えます。これもひとえに株主の皆様をはじめ、ステークホルダーの皆様のご支援の賜物と、心から感謝申し上げます。

これからも、自動車流通インフラの要であるオートオークション事業を中心に、様々な事業を展開し、50年、そして100年を超えて必要とされる企業となるべく、努力を重ねてまいります。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2022年5月

## 第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、電磁的方法（インターネット等）または書面により事前に議決権行使をしていただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**

議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年6月20日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1	日 時	2022年6月21日（火曜日）午前11時（受付開始：午前10時）
2	場 所	愛知県東海市新宝町507番地の20 <b>当社本社（当社名古屋会場）</b> （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）
3	目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第42期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第42期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金処分の件</li> <li>第2号議案 定款一部変更の件①</li> <li>第3号議案 定款一部変更の件②</li> <li>第4号議案 取締役7名選任の件</li> <li>第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度および業績連動型株式報酬制度に係る報酬額および内容決定の件</li> </ol>

以 上

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## ご推奨

### インターネット等で 議決権を行使される場合



「インターネット等による議決権行使のご案内」（4頁）をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

#### 行使期限

**2022年6月20日（月曜日）**  
午後5時まで

### 書面で 議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

#### 行使期限

**2022年6月20日（月曜日）**  
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご郵送とインターネット等の両方で議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

### 株主総会にご出席される場合



株主総会にご出席される場合は、**6月7日（火曜日）**までに、同封の「ご来場方法のご確認」ハガキをご投函ください。  
当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

#### 日時

**2022年6月21日（火曜日）**  
午前11時（受付開始：午前10時）

#### 場所

**当社本社（当社名古屋会場）**

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

- 次に掲げる事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ussnet.co.jp/>）に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。
  - 事業報告に表示すべき事項
    - 会社の新株予約権等に関する事項
    - 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
    - 株式会社の支配に関する基本方針
  - 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
  - 連結計算書類の連結注記表
  - 計算書類の株主資本等変動計算書
  - 計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役および監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正の必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ussnet.co.jp/>）に掲載させていただきますのでご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト >> <https://www.ussnet.co.jp/>

# インターネット等による議決権行使のご案内

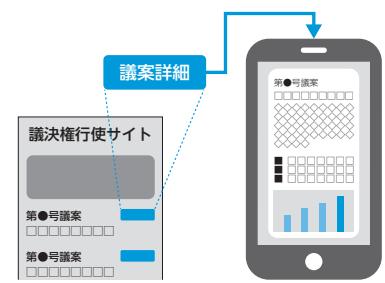
## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

スマート行使の画面上で  
株主総会議案が参照可能になりました



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。  
※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。  
  - ・「次へ進む」をクリック
- 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。  
  - ・「議決権行使コード」を入力
  - ・「ログイン」をクリック
- 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。  
  - ・「パスワード」を入力
  - ・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
  - ・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- (注) 1. 議決権行使は、2022年6月20日(月曜日)午後5時までとなっておりますので、お早目の行使をお願い申し上げます。
2. インターネット等によって、複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
3. インターネットをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金および通信業者への通話料金(電話料金)等が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
4. パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権でパソコンや携帯電話、スマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル  
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

# 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

## 1 当社の対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応に伴い、一昨年より、株主の皆様との懇親会およびお土産の配布は中止させていただいております。

株主総会当日の状況に応じて、運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。また、会場入り口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備し、本株主総会会場においては、間隔をあけた座席配置などの感染予防措置を講じてまいります。

本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含む）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会の模様をご覧いただけますよう、株主総会当日午前11時より、インターネットによるライブ中継を実施いたします。詳細につきましては、後記「第42期定時株主総会 インターネットライブ中継のご案内」（6頁から7頁まで）をご参照ください。

## 2 株主様へのお願い

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ussnet.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

書面による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、電磁的方法（インターネット等）により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

## 3 本株主総会にご出席される株主様へのお願い

ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

会場入り口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方の入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

当社ウェブサイト >> <https://www.ussnet.co.jp/>

## 第42期定時株主総会 インターネットライブ中継のご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、ご来場をお控えいただくようお願い申しあげておりますが、株主総会は株主の皆様との重要な接点であるとの認識から、多くの株主の皆様は株主総会の模様をご覧いただくために、株主総会のライブ中継を行います。

本ライブ中継へのご参加は、会社法上、株主総会の視聴のみのハイブリッド参加型バーチャル株主総会となるため、ライブ中継上での議決権行使を行うことはできません。ライブ中継で参加される株主様は、電磁的方法（インターネット等）または書面により事前の議決権行使をお願い申し上げます。また、動議提出および動議採決を行うことはできませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のライブ中継中にご質問はお受けできませんが、事前にご質問をお受けいたします。事前のご質問につきましては次頁に記載のライブ中継サイトからお寄せいただくことが可能です。円滑な株主総会運営のため、ご質問の数はお一人様2問までとさせていただきます。また、お寄せいただいたご質問に関しては、可能な限り、本株主総会にて回答させていただく方針ではありますが、運営の都合上、その全てに回答することができない場合がございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。



### 公開日時

2022年6月21日（火曜日）午前11時 から 株主総会終了時 まで

### 事前質問受付期間

2022年5月30日（月曜日）午前9時 から 2022年6月19日（日曜日）午後5時 まで

- (注) 1. 通信回線の環境等によりライブ中継が途絶される可能性があります。当社では中断により生じた株主様への不利益に対する責任は負いかねますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
2. ライブ中継をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。
3. ご出席株主様の肖像権・プライバシー等に配慮し、中継にあたっては会場後方からの撮影とし、可能な範囲においてご出席株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、あわせてご了承くださいますようお願い申し上げます。

# インターネットライブ中継のご視聴方法等

## 1 ログイン

パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み込むかの方法により、ライブ中継サイトにアクセスし、必要な情報をご入力のうえ、ログインをお願いいたします。



ライブ中継サイトURL <https://ussnet-vsm.ir-navi.jp>

### ログインに必要なユーザー情報

#### ①株主番号

株主番号は同封の議決権行使書用紙に記載の9桁の数字です。  
株主様ご自身の株主番号をご入力ください。

#### ②郵便番号

郵便番号は2022年3月31日時点における最終の株主名簿に記載または記録された情報をご入力ください。  
株主様ご自身の郵便番号をご入力ください。



## 2 事前質問の受付およびインターネットライブ中継のご視聴

### STEP 1

ご質問については、2022年5月30日（月曜日）午前9時から2022年6月19日（日曜日）午後5時までの間、事前質問受付欄にてお一人様2問までお寄せいただくことが可能です。



### STEP 2

2022年6月21日（火曜日）午前11時より映像配信画面に切替わります。



本システムに関するお問合せ

バーチャル株主総会 サポートセンター  
お問合せ先：0120-980-965

通話料無料/受付時間 午前9時～午後5時（土・日を除く）

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

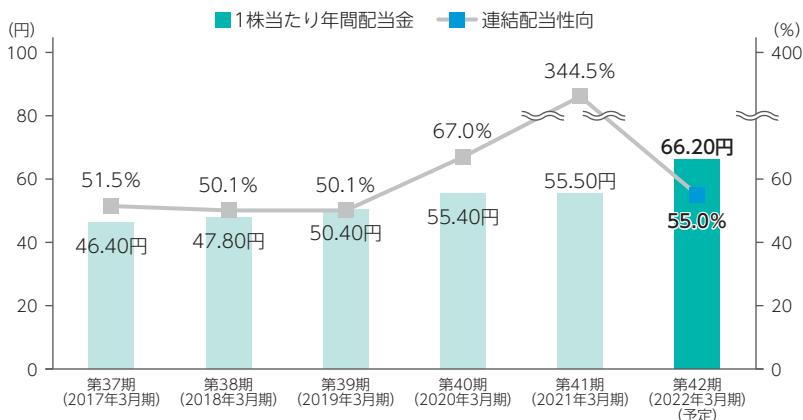
当社は、安定的な配当の維持および適正な利益還元の見点から、業績に連動した配当政策として連結配当性向を指標に用いており、現在は連結配当性向55%以上を配当に関する基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当該基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金37円00銭 配当総額9,079,260,318円 なお、中間配当金として29円20銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり66円20銭となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月22日

(ご参考)

1株当たり年間配当金／連結配当性向



## 第2号議案

## 定款一部変更の件①

### 1. 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）および「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令」（令和3年法務省・経済産業省令第1号）が2021年6月16日に施行されたことに伴い、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席いただきやすくすることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款の変更を行うものであります。

なお、本変更の効力は、本株主総会での決議に加え、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として生じるものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、 臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。  (新 設)	(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、 臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <u>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

## 第3号議案 定款一部変更の件②

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主の皆様へ交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>            第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u>            第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。            2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></li> <li>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までを株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></li> <li>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></li> </ol>

## 第4号議案 取締役7名選任の件

当社では、取締役の経営責任を重視し、株主の皆様にも各年ごとに取締役の信任をお諮りするため、定款により取締役の任期を1年と定めております。また、取締役会の少人数化のため、定款により取締役の人数を12名以内と定めております。

昨年6月開催の第41期定時株主総会において選任いただいた取締役8名のうち、7名が第42期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）終結の時をもって任期満了となります。取締役 赤瀬雅之氏は、2021年12月31日付けで辞任により退任いたしました。つきましては、定款規定に基づき、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進するため、取締役7名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当	指名・報酬委員会	在任年数
1	再任 あんどう ゆきひろ 安藤 之弘 (満75歳)	男性	代表取締役会長 最高経営責任者 (CEO)	◎	40年
2	再任 せ た だい 瀬田 大 (満55歳)	男性	代表取締役社長 最高執行責任者 (COO)	○	18年
3	再任 やまなか まさふみ 山中 雅文 (満67歳)	男性	取締役副社長 統括本部長		18年
4	再任 いけ だ ひろみつ 池田 浩照 (満61歳)	男性	常務取締役 オークション運営本部長		18年
5	再任 たかぎ のぶこ 高木 暢子 (満44歳)	女性	社外取締役	○	4年
6	新任 ほん だ しんじ 本田 信司 (満64歳)	男性	—	○	
7	新任 ささ お よしこ 笹尾 佳子 (満62歳)	女性	—	○	

- (注) 1. 各候補者の年齢および在任年数は、本定時株主総会終結時のものであります。  
 2. ○は委員、◎は委員長を示しております。  
 3. 指名・報酬委員会の構成は、本定時株主総会後の予定のものであります。

候補者番号 あん どう ゆき ひろ

# 1 安藤 之弘

再任



- 生年月日 1946年12月2日 (満75歳)
- 所有する当社株式の数 9,176,000株
- 2021年度取締役会出席状況 100% (9回/9回)
- 在任年数 40年
- 指名・報酬委員会 委員長

## 略歴、当社における地位、担当

- |           |  |          |   |
|-----------|--|----------|---|
| 1982年 7月  | 当社取締役                                  | 2012年 6月 | 当社代表取締役会長兼社長                            |
| 1989年 11月 | 当社専務取締役                                | 2014年 6月 | 当社代表取締役社長                               |
| 1995年 6月  | 当社取締役副社長                               | 2018年 2月 | (株)ジェイ・イー・イー代表取締役社長 (兼務、<br>~2021年9月退任) |
| 2000年 6月  | 当社取締役副社長名古屋事業本部本部長                     |          | (株)H A A 神戸代表取締役社長 (兼務、~2021<br>年9月退任)  |
| 2006年 6月  | 当社代表取締役社長<br>(株)ユー・エス物流代表取締役社長 (兼務、現任) | 2019年 6月 | 当社代表取締役会長兼最高経営責任者 (CEO)<br>(現任)         |
| 2007年 6月  | 当社代表取締役社長兼最高経営責任者<br>(CEO)             |          |   |

## 重要な兼職の状況

(株)ユー・エス物流 代表取締役社長

### ▶ 取締役候補者とした理由

安藤之弘氏は、1982年7月に取締役に就任して以来、経営陣の一員としてオートオークション会場の新規出店やオークションシステムの開発に携わり、名古屋事業本部本部長を務めた後、2006年6月から代表取締役社長として、2019年6月からは代表取締役会長兼最高経営責任者 (CEO) として当社の経営を担い、豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップと決断力により、大型設備投資やM&Aを実施し、中長期にわたり安定的な利益成長および企業価値向上を実現しております。以上のことから、同氏を取締役候補者としたものであり、取締役選任後は、引き続き代表取締役会長兼最高経営責任者 (CEO) としての職責を担う予定であります。また、選任後も引き続き指名・報酬委員会の委員長を委嘱する予定であります。

候補者番号

2 瀬田 大

再任



- 生年月日 1966年12月23日  
(満55歳)
- 所有する当社株式の数 9,391,600株
- 2021年度取締役会出席状況 100% (9回/9回)
- 在任年数 18年
- 指名・報酬委員会 委員

### 略歴、当社における地位、担当

2004年 1 月 当社執行役員名古屋事業本部副本部長  
 2004年 6 月 当社取締役名古屋事業本部副本部長  
 2006年 3 月 (株)U S S サポートサービス代表取締役社長  
(兼務、現任)  
 2006年 6 月 当社代表取締役副社長オークション運営  
 本部長兼名古屋事業本部長

2008年 6 月 (株)アビヅ代表取締役社長 (兼務、現任)  
 2012年 6 月 当社代表取締役副社長オークション運営本部長  
 2015年 6 月 当社代表取締役副社長  
 2019年 6 月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO)  
(現任)

### 重要な兼職の状況

(株)U S S サポートサービス 代表取締役社長  
 (株)アビヅ 代表取締役社長

#### ▶ 取締役候補者とした理由

瀬田大氏は、オートオークション運営での卓越した見識と実績を有しており、オークション運営本部長を務めたほか、当社の連結子会社であり、リサイクル事業を担う(株)アビヅおよびファイナンス事業を担う(株)U S S サポートサービスの代表取締役社長の経験を通じ培った優れた経営手腕を振るうべく、2019年6月に代表取締役社長兼最高執行責任者(COO)に就任いたしました。代表取締役社長兼最高執行責任者(COO)就任後は、意思決定と業務執行の監督の両面で十分な役割を果たしております。以上のことから、同氏を取締役候補者としたものであり、取締役選任後は、引き続き代表取締役社長兼最高執行責任者(COO)としての職責を担う予定であります。また、選任後も引き続き指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定であります。

候補者番号 やま なか まさ ふみ

3 山中 雅文

再任

- 生年月日 1954年12月16日  
(満67歳)
- 所有する当社株式の数 31,500株
- 2021年度取締役会出席状況 100% (9回/9回)
- 在任年数 18年



### 略歴、当社における地位、担当

2000年 1月 当社統括本部財務部長

2004年 1月 当社執行役員統括本部財務部長

2004年 6月 当社取締役統括本部財務部長

2006年 6月 当社常務取締役統括本部長

2012年 6月 当社専務取締役統括本部長

2016年 6月 当社取締役副社長統括本部長 (現任)

2020年 6月 (株)リプロワールド代表取締役社長 (兼務、現任)

### 重要な兼職の状況

(株)リプロワールド 代表取締役社長

#### ▶ 取締役候補者とした理由

山中雅文氏は、経理・財務関連分野での卓越した専門知識と実績を有しており、統括本部財務部長の経験を通じ培った優れた経営手腕を振るうべく、2004年6月に取締役に就任いたしました。現在は取締役副社長統括本部長として、管理部門全般を統括しており、当社事業についての高い見識に基づき、卓越した経営手腕を振るっております。また、2020年6月より、当社の連結子会社であり、事故現状車買取販売事業を担う(株)リプロワールドの代表取締役社長に就任いたしました。これらの経験や見識を取締役会での意思決定と業務執行の監督に活かすべく、取締役候補者としたものであり、取締役選任後は、引き続き取締役副社長としての職責を担う予定であります。

候補者番号 いけだ ひろみつ

4 池田 浩照

再任



- 生年月日 1961年5月3日  
(満61歳)
- 所有する当社株式の数 40,100株
- 2021年度取締役会出席状況 100% (9回/9回)
- 在任年数 18年

### 略歴、当社における地位、担当

- |          |                           |          |   |
|----------|---------------------------|----------|---|
| 2001年1月  | 当社名古屋事業本部業務部長             | 2015年4月  | 当社常務取締役大阪・神戸会場長                                 |
| 2004年1月  | 当社執行役員名古屋事業本部業務部長         | 2018年4月  | 当社常務取締役<br>(株)H A A 神戸常務取締役 (兼務、～2021年3月<br>退任) |
| 2004年6月  | 当社取締役名古屋事業本部業務部長          | 2019年10月 | 当社常務取締役四国会場長                                    |
| 2006年6月  | 当社常務取締役システム本部長            | 2021年4月  | 当社常務取締役名古屋・R一名古屋会場長                             |
| 2010年10月 | 当社常務取締役システム本部長<br>兼東北会場担当 | 2022年1月  | 当社常務取締役オークション運営本部長 (現任)                         |
| 2012年6月  | 当社常務取締役東北会場長              |          |   |

### 重要な兼職の状況

なし

#### ▶取締役候補者とした理由

池田浩照氏は、オートオークション会場の新規出店やオークションシステムの開発に携わり、システム分野での卓越した見識と実績を有しており、名古屋事業本部での経験を通じ培った優れた経営手腕を振るうべく、2004年6月に取締役に就任いたしました。取締役就任後は、システム本部長、東北会場長、大阪・神戸会場長、四国会場長、名古屋・R一名古屋会場長および当社の連結子会社であった(株)H A A 神戸の常務取締役を歴任し、現在は、常務取締役オークション運営本部長として、オートオークション事業全般を管掌し、当社事業についての高い見識に基づき、卓越した経営手腕を振るっております。これらの経験や見識を取締役会での意思決定と業務執行の監督に活かすべく、取締役候補者としたものであり、取締役選任後は、引き続き常務取締役としての職責を担う予定であります。

候補者番号 たかぎ のぶこ

5 高木 暢子

(戸籍上の氏名：寺岡 暢子)

再任

社外

独立役員



- 生年月日 1977年10月22日 (満44歳)
- 所有する当社株式の数 2,200株
- 2021年度取締役会出席状況 100% (9回/9回)
- 在任年数 4年
- 指名・報酬委員会 委員

### 略歴、当社における地位、担当

2002年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所  
2006年 5月 公認会計士登録  
2006年 8月 税理士法人トーマツ (現 デロイトトーマツ税理士法人) 入所  
2007年11月 GCA(株)入社  
2011年 3月 日本電気(株)入社

2016年10月 ガーディアン・アドバイザーズ(株)パートナー  
2017年 7月 高木暢子公認会計士事務所代表 (現任)  
(株)l-o-n-e 社外監査役  
2018年 4月 (株)COEING AND COMPANY代表取締役 (現任)  
2018年 6月 当社社外取締役 (現任)  
2022年 6月 (株)エス・エム・エス社外取締役 (就任予定)

### 重要な兼職の状況

(株)COEING AND COMPANY 代表取締役  
高木暢子公認会計士事務所 代表

#### ▶ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高木暢子氏は、公認会計士の資格を有し、監査法人にて会計監査業務からキャリアをスタートし、その後M&Aアドバイザー会社や事業会社にてM&Aの戦略策定や推進の経験を積み、現在では経営コンサルタントとして独立し、中長期戦略実現のための新規事業開発や投資意思決定時のアドバイザーなどの実績を積み重ねております。当社では、2018年6月の社外取締役就任以来、その知見を活かして経営全般について様々な助言をなされ企業価値向上に貢献いただいておりますことから、引き続き社外取締役候補者としていたしました。取締役選任後は、財務会計に関する専門的な見地のみならず、経営コンサルティングや他の上場会社の社外役員など幅広い経験を活かし、当社の事業に対する専門的知見を有する取締役とは異なる新しい視点で当社の経営を監督していただくことを期待しております。また、選任後も引き続き指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定であります。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号

6 ほん だ しん じ  
本田 信 司

新任

社外

独立役員



■生年月日

1958年5月26日  
(満64歳)

■所有する当社株式の数

-株

■在任年数

-年

## 略歴、当社における地位、担当

1981年4月	武田薬品工業(株)入社	2012年4月	武田薬品工業(株)コーポレートオフィサー経営企画部長
2001年1月	TAPファーマシューティカル・プロダクツInc.副社長	2013年6月	同社取締役経営企画部長
2005年10月	武田薬品工業(株)米国統括	2014年6月	同社専務取締役経営企画部長
2008年6月	同社海外事業推進部長	2014年10月	同社専務取締役CSO(～2017年6月退任)
2009年4月	武田ファーマシューティカルズ・ノース アメリカInc.代表取締役社長兼CEO	2018年1月	日清食品ホールディングス(株)執行役員経営企画担当
2011年6月	武田薬品工業(株)コーポレートオフィサー 武田ファーマシューティカルズ・インター ナショナルInc.チーフインテグレーション オフィサー	2018年2月	同社執行役員CSO(グループ経営戦略責任者)
		2018年3月	英国プレミアムフーズ社社外取締役
		2018年6月	日清食品ホールディングス(株)常務執行役員CSO
		2021年7月	同社エグゼクティブ・アドバイザー(現任)

## 重要な兼職の状況

日清食品ホールディングス(株) エグゼクティブ・アドバイザー

### ▶ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

本田信司氏は、グローバルに事業を展開する企業において、グループ経営、中長期成長戦略、ESG/SDGs、経営企画、海外事業などの責任者や取締役として経営の執行および監督に携わるなど、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しております。当社においても、事業戦略および経営計画の策定ならびに進捗状況の監督などに関し、同氏の経験および知見に基づいた客観的な立場での的確な提言および助言をいただくことが期待できるため、新たに社外取締役候補者といたしました。また、選任後は指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定であります。

候補者番号

7 さ さ お よ し こ  
笹尾 佳子

新任

社外

独立役員

■生年月日

1960年4月2日  
(満62歳)

■所有する当社株式の数

一株

■在任年数

一年



## 略歴、当社における地位、担当

- |          |  |         |  |
|----------|--|---------|--|
| 1984年4月  | (株)リクルート入社                                       | 2017年4月 | 長谷川ソーシャルワークス(株) (現 HITOWAソーシャルワークス(株)) 代表取締役社長 |
| 2000年4月  | (株)リクルートスタッフィング出向                                | 2018年5月 | 日本国土開発(株)執行役員働き方改革推進室長                         |
| 2004年4月  | 同社入社 マーケティングサポート1 部部长                            | 2019年6月 | 同社常務執行役員働き方改革推進室長                              |
| 2006年4月  | 東京電力(株)入社  | 2019年8月 | (株)三機サービス社外取締役 (現任)                            |
| 2007年11月 | 東電パートナーズ(株)出向 常務取締役                              | 2020年4月 | 日本国土開発(株)常務執行役員構造改革推進室人財戦略担当兼働き方改革推進室長         |
| 2012年6月  | 同社代表取締役社長  | 2021年4月 | 日本コーポレートガバナンス研究所アドバイザーボード委員 (現任)               |
| 2015年6月  | (株)レオパレス21社外取締役<br>シダックスビューティーケアマネジメント(株)代表取締役社長 | 2021年6月 | 日本国土開発(株)常務執行役員戦略本部副本部長人財戦略担当兼働き方改革推進室長 (現任)   |
| 2017年4月  | 長谷川ホールディングス(株) (現 HITOWAホールディングス(株)) 執行役員        |         |  |

## 重要な兼職の状況

日本国土開発(株) 常務執行役員 戦略本部副本部長人財戦略担当兼働き方改革推進室長  
(株)三機サービス 社外取締役

### ▶ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

笹尾佳子氏は、介護事業を手掛ける東電パートナーズ(株)の常務取締役として独自の人財育成制度を通して企業再建を成功させたのち、同社代表取締役社長に就任し、その後様々な業界の経営に携わり、特に女性活躍推進、働き方改革、ダイバーシティ推進、人財開発の知見を有しております。現在は日本国土開発(株)の常務執行役員として、同社の事業戦略および人財戦略ならびに働き方改革についての業務を担当し、その手腕を発揮しております。当社においても、女性活躍推進などの人財育成、働き方改革、ダイバーシティの推進などについて提言および助言をいただくことが期待できるため、新たに社外取締役候補者といたしました。また、選任後は指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定であります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、2021年10月1日付けで、当社の完全子会社であった株式会社ジェイ・イー・イーおよび同社の完全子会社であった株式会社H A A 神戸を吸収合併いたしました。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補填されないなど、一定の免責事由があります。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、当社は、当該保険契約を任期途中に同程度の内容で更新する予定であります。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。
4. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 高木暢子、本田信司および笹尾佳子の各氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、社外取締役候補者のうち、高木暢子氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、本田信司および笹尾佳子の両氏の選任が承認された場合、本田信司および笹尾佳子の両氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ることを予定しております。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について  
高木暢子氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
- (3) 社外取締役候補者との責任限定契約について  
高木暢子氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、同氏が社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるように、高木暢子氏との間で、会社法第427条第1項および定款第27条の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。  
当社は、高木暢子氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続し、また本田信司および笹尾佳子の両氏の選任が承認された場合、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考) 第4号議案が承認されたのちの経営体制 (予定)

第4号議案が承認された場合の取締役および監査役に当社が期待する分野は、次のとおりであります。

スキル名称	定義
企業経営	経営環境の変化を見定め、企業経営に関する経営トップとしての経験・知見をもとに、適切な経営判断を行う。
財務会計/ファイナンス	財務戦略、資本市場、会計・財務に関する知見をもとに、適切な財務活動を行い、財務健全性を確保する。
事業戦略/マーケティング	当社を取り巻く事業環境を的確に捉え、これに先んじた戦略を構築し、業界内での優位性を確保する。
DX	事業の更なる発展・成長に向けた新たなオークションシステムの導入の検討を行う。
法務/リスクマネジメント	企業法務、法規制等に関する専門的知見やコンプライアンスを踏まえたリスクマネジメントを強化し、持続的な成長の基盤を構築する。
人事/人材開発	持続的な成長のため、多様な人材の活用・活躍およびこれを支える組織開発を促進する。
ESG	当社の安定的かつ長期的な成長のため、ESGの要素を考慮した経営を行う。

スキル名称	取締役						監査役			
	安藤之弘	瀬田大	山中雅文	池田浩照	高木暢子	本田信司	菅尾佳子	後藤健一	三宅恵司	小川淳
					社外 独立役員	社外 独立役員	社外 独立役員	社外 独立役員	社外 独立役員	社外 独立役員
企業経営	●	●				●	●			
財務会計/ファイナンス			●		●			●	●	
事業戦略/マーケティング	●	●		●	●	●				
DX				●						
法務/リスクマネジメント			●	●						●
人事/人材開発			●				●			
ESG	●	●			●	●	●	●	●	●

(注) 1. 上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえて、当社が特に期待する分野を3つまで記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

2. 常勤監査役は本定時株主総会終了後の監査役会にて、役付取締役はその後の取締役会にて決定いたします。

## (ご参考) 当社の取締役候補者の選定等について

取締役候補者の指名および執行役員の選任を行うに当たっては、当社の取締役または執行役員として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物であることを基準とし、取締役会は、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえて決定いたします。そして、法令違反があったときや職務の執行に問題があると判断されたときは、取締役会は、指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえて、取締役および執行役員の解任ならびに役付取締役などの解職について決定いたします。また、監査役候補者の指名を行うに当たっては、当社の監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定いたします。

なお、社外取締役および社外監査役の任期につきましては、社内規定により上限を8年と定めております。

## (ご参考) 当社の取締役会の実効性評価について

### 1. 評価プロセス

実施時期：2022年3月

回答者：全取締役および全監査役（社外役員を含む計10人）

評価方法：アンケートによる自己評価方式

- (1) 全取締役および全監査役に対し、自己評価アンケートを実施
- (2) 回答結果を取締役会事務局で集計・分析
- (3) 取締役会において、評価結果および現状の課題について報告・審議

### 2. 評価項目

- (1) 取締役会の構成：取締役会の規模、構成（多様性・専門性）
- (2) 取締役会の運営：取締役会開催頻度、審議時間、配布資料
- (3) 取締役会に対する支援体制：役員のトレーニング、社外役員への情報提供
- (4) 取締役会における議論の状況：経営戦略および資本政策の議論
- (5) 取締役会のリスク管理体制：リスク管理、社会・環境問題への対応

### 3. 評価結果の概要

前述の評価プロセスにより、アンケート項目全般について概ね適切であることを確認し、取締役会の実効性は確保できていると評価しました。また、前年度に抽出された課題については、以下の取組みを行ったことを確認しました。

#### <2020年度アンケート結果の主な課題と取組結果>

- (1) 取締役会において中長期的な経営計画に関する議論を充実させるとともに、必要な情報提供を行っていく。  
中長期的な戦略に結び付く議論は一部行われたものの、議論の充実という観点では改善の余地があるため、引き続き取り組むべき課題といたしました。

(2) ESGやSDGsなど、社会・環境問題への取組みについて、取締役会にて議論・報告する機会をさらに増やしていく。

改定コーポレートガバナンス・コードに関する対応方針については、複数回取締役会にて議論を行い、女性の管理職比率の目標開示等を決定しております。また、環境問題への取組みについては、CO<sub>2</sub>排出量削減に向けた具体的な施策の第1段階として、名古屋会場およびRー名古屋会場に、オンサイトの太陽光発電設備を導入することを決定いたしました。

#### 4. 今後の取組み

2021年度の実効性評価の結果を受け、抽出された以下の課題への対応を中心に取組み、取締役会のさらなる審議の充実と実効性の向上に努めてまいります。

<2021年度アンケート結果の主な課題>

- (1) 取締役会における中長期的な経営戦略に関する議論の充実
- (2) ESG、SDGs、サステナビリティに関するトレーニング機会の提供と内容の充実

## 第5号議案

## 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度および業績連動型株式報酬制度に係る報酬額および内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年6月28日開催の当社第26期定時株主総会において年額5億円以内として、また2007年6月26日開催の当社第27期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対するいわゆる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を上記の取締役の報酬額とは別枠で年額1億5千万円以内とする旨ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社役員報酬制度の見直しを行うこととし、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、当社普通株式を継続して保有することにより、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるための長期のインセンティブとすることを目的として、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに関する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を割り当てる制度（以下、「本譲渡制限付株式報酬制度」という。）を、また、報酬と会社業績および当社の株式価値との連動性をより明確化すること等により、対象取締役に對する当社の企業価値の持続的な向上を図る中期のインセンティブをより強化することを目的として業績目標達成度に応じて算定される数の当社普通株式を交付する制度（以下、「本業績連動型株式報酬制度」といい、本譲渡制限付株式報酬制度とあわせて「本制度」という。）を導入することといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に對する本譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1億5千万円以内として、また、本業績連動型株式報酬制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間（2.（1）で定義される。）につき1億5千万円以内として設定いたしたいと存じます。また、本議案のご承認を得られることを条件として、上記のいわゆる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、当該報酬等の額の定めに基づくストックオプションとしての新株予約権の割当では今後行わないものといたします。なお、本制度に基づく当社普通株式の割当では、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定していることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、当社取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告50頁から51頁までに記載のとおりであります。2022年5月10日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認されることを条件として、本議案の末尾の「ご参考 改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおり改定することを決議しております。

また、現在の当社の取締役は7名（うち社外取締役3名）であり、第4号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

## 記

### 1. 本譲渡制限付株式報酬制度の概要

#### (1) 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることといたします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

#### (2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数300,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限といたします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものといたします。

#### (3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

##### ① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

##### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

### ③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役および執行役員いずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

### ④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができます。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

## 2. 本業績連動型株式報酬制度の概要

### (1)本業績連動型株式報酬制度の仕組み

本業績連動型株式報酬制度は、当社定時株主総会終了後から翌年に開催する当社定時株主総会までの期間（以下、「対象期間」という。なお、当初の対象期間は、本株主総会終了後から翌年の当社定時株主総会までの期間とする。）に係る報酬として、連続する3事業年度の期間（以下、「業績評価期間」という。なお、当初の業績評価期間は、2023年3月31日に終了する事業年度から2025年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、その後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、2023年3月31日に終了する事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、それぞれ当該事業年度を最初の事業年度とした連続する3事業年度を新たな業績評価期間とする本業績連動型株式報酬制度を実施することを予定しております。）の業績目標達成度に応じて算定される数の当社普通株式（以下、「当社株式」という。）を、業績評価期間終了後に交付する株式報酬（いわゆるパフォーマンス・シェア・ユニット）制度です。

具体的には、下記にて定める算定方法により、当社株式を交付するため、業績評価期間終了後に、対象取締役に對して金銭報酬債権を支給することとし、当社による株式の発行または自己株式の処分の際して、その金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付することになります。

### (2)本業績連動型株式報酬制度に係る金銭報酬債権の総額および株式総数の上限

各対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は各対象期間につき1億5千万円以内、各対象取締役に割り当てる当社株式の総数は各対象期間につき300,000株以内といたします。なお、当社の発行済株式総数が、株式併合または株式分割によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整されます。また、下記(3)の算定式に定める数の当社株式の交付を行うことにより、上記の金銭報酬債権の総額の上限または当社株式の総数の上限を超えるおそれがある場合には、当該金銭報酬債権の総額の上限および当社株式の総数の上限を超えない範囲で、交付する株式の数を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減少させるものいたします。

(3)本業績連動型株式報酬制度に係る当社株式の数および金銭報酬債権の額の算定方法

本業績連動型株式報酬制度においては、各業績評価期間終了後の業績目標達成度に応じて、交付する当社株式の数および金銭報酬債権の額を以下の算定式に基づいて算定のうえ、支給いたします。

(金銭報酬債権の額の算定式)

$$\text{対象取締役に付与する金銭報酬債権の額} = \text{交付株式数} \textcircled{1} \times \text{当社株式終値} \textcircled{2}$$

①交付株式数

本業績連動型株式報酬制度により各対象取締役に対して交付する当社株式の数をいいます。各対象取締役の交付株式数は、以下の算定式に基づいて算定されます。計算の結果1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものといたします。

(交付株式数の算定式)

$$\text{交付株式数} = \text{株式ユニット数 (ア)} \times \text{株式支給率 (イ)}$$

(ア) 株式ユニット数

株式ユニット数は以下の式により算出されます。

(株式ユニット数の算定式)

$$\text{株式ユニット数} = \frac{\text{各対象取締役の業績連動型株式報酬基準額 (i)}}{\text{基準株価 (ii)}}$$

(i) 各対象取締役の業績連動型株式報酬基準額

各対象取締役の業績連動型株式報酬基準額は、当社取締役会からの委任を受けた、独立社外取締役が過半数を占める当社の指名・報酬委員会において決定いたします。

(ii) 基準株価

基準株価は、業績評価期間の直前の事業年度の最終日の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）または業績評価期間の直前の事業年度平均株価のいずれか高い方の株価といたします。

(イ) 株式支給率

株式支給率は、業績評価期間に係る、TSR（※）評価係数およびROE評価係数の各財務指標評価係数と、非財務指標係数であるESG評価係数を用いて算出（ただし、計算の結果が零を下回るときは0%とする。）します。TSR評価係数およびROE評価係数は、業績評価期間毎に設定された目標値の達成率に応じて0～200%の間で変動します。ESG評価係数は、-10%～+10%の間で変動いたします。

※TSRとは各業績評価期間につき下記の算式に基づき算出される値をいいます。

$$\text{TSR} = \frac{\text{業績評価期間終了直前3か月間の株価終値の平均値} + \text{業績評価期間中における配当金の総額}}{\text{業績評価期間開始直前3か月間の株価終値の平均値}} - 1$$

## ②当社株式終値

業績評価期間終了後2か月以内に開催される当社株式の交付のための株式の発行または自己株式の処分を決定する当社取締役会の決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

## (4)対象取締役に対する金銭報酬債権の支給の条件

業績評価期間が終了し、以下の全ての支給条件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、その全部を現物出資させることで各対象取締役に当社株式を交付するものといたします。

- ①対象取締役が、対象期間中に継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったこと
- ②当社取締役会にて定める一定の非違行為がなかったこと
- ③その他業績連動型株式報酬としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

ただし、対象期間中に新たに就任した対象取締役または役位変更があった対象取締役が存在する場合には、当該対象取締役に交付する当社株式の数を必要に応じて合理的に調整いたします。

また、業績評価期間中に対象取締役が死亡その他正当な事由により当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、上記(2)の金銭報酬債権の総額の上限または当社株式の総数の上限の範囲内で、本業績連動型株式報酬制度に基づく当社株式の交付に代えて、それに相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を、当該退任した日より一定の期間内に支給（死亡の場合にはその承継者となる相続人に対する支給を含む。）することができるものといたします。

## (5)組織再編等における取扱い

業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画もしくは吸収分割契約（分割型分割に限る。）または当社が特定の株主に支配されることとなる株式併合、全部取得条項付種類株式の取得もしくは株式売渡請求（以下、「組織再編等」という。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本業績連動型株式報酬制度に基づく当社株式の交付の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、上記(2)の金銭報酬債権の総額の上限または当社株式の総数の上限の範囲内で、当該当社株式の交付に代えて、それらに相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものといたします。

### 3. マルス・クローバック制度

本制度の導入とあわせ、対象取締役が法令または社内規程等に重要な点で違反したと当社取締役会が認めた場合および重大な不正会計や巨額損失等を含む当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合、当該対象取締役に対し、本制度に基づく当社普通株式を交付せず、あるいは交付した当社普通株式の全部または一部を無償取得することや交付した当社普通株式に代わる時価相当額の金銭を支払わせる制度を導入するものいたします。

以上

## ご参考 改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

### (1)役員報酬制度に係る基本方針

- ・当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を牽引する優秀な経営人材を保持・獲得するため、競争力のある報酬水準に設定いたします。
- ・固定報酬（基本報酬）に加え、業績連動報酬として、短期インセンティブ報酬である賞与、中期インセンティブ報酬である業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット/PSU）および長期インセンティブ報酬である譲渡制限付株式報酬（リストラクテッド・ストック/RS）を設定し、これらの割合等を適切に設定することにより、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するものいたします。

### (2)役員報酬制度の内容

- ・上記(1)の基本方針に基づく当社取締役への報酬制度の概要は下記表のとおりです。下記表の「●」は、それぞれの報酬等の支給対象者を示します。

報酬等の種類			支給対象		
			業務執行取締役 (注1)	社外取締役 (注2)	監査役 (注3)
固定	金 銭	基本報酬	●	●	●
		賞与	●	—	—
変動	株 式	業績連動型株式報酬	●	—	—
		譲渡制限付株式報酬	●	—	—

- (注) 1. 業務執行取締役とは、当社取締役のうち、社外取締役ではない者を指します。業務執行取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」、「業績連動型株式報酬」および「譲渡制限付株式報酬」により構成されています。
2. 社外取締役の報酬は、高い客観性・独立性をもって経営を監督する立場にあることから、基本報酬のみで構成されています。
3. 監査役の報酬は、監査役の協議にて決定しており、高い客観性・独立性をもって経営を監査および監督する立場にあることから、基本報酬のみで構成されています。

- ・業務執行取締役に対する各報酬の割合（注）は以下のとおりです。

報酬の種類	報酬構成
基本報酬	60%
賞与	20%
業績連動型株式報酬	10%
譲渡制限付株式報酬	10%

(注) 業績100%達成時の目安となる割合。

### (3)基本報酬

- ・基本報酬は、役位毎の役割の大きさや責任範囲等を踏まえて定め、毎月定額を支給いたします。

### (4)賞与

- ・賞与は、毎事業年度の業績達成度合に基づき以下の算式により算出される額の金銭報酬を支給する短期インセンティブ報酬としての業績連動型金銭報酬です。
- ・賞与は、賞与算定基礎額 (i) に、賞与支給率 (ii) を乗じて、個人別の支給額を決定いたします。

$$\text{賞与} = \text{賞与算定基礎額 (i)} \times \text{賞与支給率 (ii)}$$

#### (i) 賞与算定基礎額

- ・賞与算定基礎額は、当社取締役会からの委任を受けた、独立社外取締役が過半数を占める当社の指名・報酬委員会において決定いたします。

#### (ii) 賞与支給率

- ・賞与支給率は、売上高評価係数、営業利益評価係数、当期純利益評価係数（親会社株主に帰属する当期純利益を用いる。以下同じ。）およびROE評価係数の各財務指標評価係数（すべて連結を基準とする。以下同じ。）を、該当するウエイト（売上高評価係数20%、営業利益評価係数40%、当期純利益評価係数20%およびROE評価係数20%）を用いて算出いたします。
- ・上記の各財務指標評価係数は、事業年度毎に設定された目標値の達成率に応じて0～200%の間で変動いたします。また、売上高評価係数、営業利益評価係数および当期純利益評価係数については、各期初に公表する業績予想値を目標値といたします。ROE評価係数については、当社の中期的な経営指標の1つである15%を目標値といたします。

$$\begin{aligned} \text{賞与支給率} = & \text{売上高評価係数} \times 20\% + \text{営業利益評価係数} \times 40\% \\ & + \text{当期純利益評価係数} \times 20\% + \text{ROE評価係数} \times 20\% \end{aligned}$$

## 【賞与支給率を構成する財務指標および評価係数】

区分	KPI	判定基準	割合	達成率		評価係数
				下限	目標	
財務 指標	売上高	目標値の達成度	20%	下限	50%	0%
				目標	100%	100%
				上限	150%	200%
	営業利益	同上	40%	下限	50%	0%
				目標	100%	100%
				上限	150%	200%
	当期純利益	同上	20%	下限	50%	0%
				目標	100%	100%
				上限	150%	200%
	ROE	同上	20%	下限	ROE11%未満	0%
				目標	15%	100%
				上限	ROE20%以上	200%

## (5)業績連動型株式報酬

- 業績連動型株式報酬は、報酬と会社業績および当社の株式価値との連動性をより明確化すること等により、業務執行取締役に対する当社の企業価値の持続的な向上を図る中期のインセンティブをより強化することを目的として付与する株式報酬です。当社は、当社定時株主総会終了後から翌年に開催する当社定時株主総会までの期間（以下、「対象期間」という。）に係る業務執行取締役に対する中期インセンティブ報酬として、連続する3事業年度の期間（以下、「業績評価期間」という。）の業績目標達成度に応じて算定される数の当社普通株式を、業績評価期間終了後に交付いたします。
- 業績連動型株式報酬として支給される当社普通株式の数（交付株式数）は、株式ユニット数（i）に、株式支給率（ii）を乗じて算出いたします。

$$\text{交付株式数} = \text{株式ユニット数 (i)} \times \text{株式支給率 (ii)}$$

## (i) 株式ユニット数

- 株式ユニット数は、各業務執行取締役についての業績連動型株式報酬基準額（a）を、基準株価（b）で除して算出いたします。

$$\text{株式ユニット数} = \frac{\text{各業務執行取締役の業績連動型株式報酬基準額 (a)}}{\text{基準株価 (b)}}$$

## (a) 業績連動型株式報酬基準額

- 業績連動型株式報酬基準額は、当社取締役会からの委任を受けた、独立社外取締役が過半数を占める当社の指名・報酬委員会において決定いたします。

(b) 基準株価

- ・基準株価は、業績評価期間の直前の事業年度の最終日の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）または業績評価期間の直前の事業年度平均株価のいずれか高い方の株価といたします。

(ii) 株式支給率

- ・株式支給率は、業績評価期間に係る、TSR（※）評価係数およびROE評価係数の各財務指標評価係数を、該当するウェイト（TSR評価係数50%およびROE評価係数50%）を用いて算出のうえ、非財務指標係数であるESG評価係数を加減のうえ算出いたします（ただし、計算の結果が零を下回るときは0%といたします。）。
- ・TSR評価係数およびROE評価係数は、業績評価期間毎に設定された目標値の達成率に応じてそれぞれ0～200%の間で変動いたします。
- ・非業績指標係数であるESG評価係数は、業績評価期間に係るMSCIおよびCDPによる格付に連動した数値を用い、-10%～+10%の間で変動いたします。

$$\text{株式支給率} = \text{TSR評価係数} \times 50\% + \text{ROE評価係数} \times 50\% \pm \text{ESG評価係数}$$

※TSR

- ・TSRとは、各業績評価期間につき下記の算式に基づき算出される値をいいます。

$$\text{TSR} = \frac{\text{業績評価期間終了直前3か月間の株価終値の平均値} + \text{業績評価期間中における配当金の総額}}{\text{業績評価期間開始直前3か月間の株価終値の平均値}} - 1$$

【株式支給率を構成する財務指標および評価係数】

区分	KPI	判定基準	ウェイト	達成率		評価係数
財務指標	TSR (Index比較)	TOPIX500社の株式成長率に対する当社のTSR (相対的株式成長率)	50%	相対的株式成長率が70%未満の場合		0%
				相対的株式成長率が70%以上130%以下の場合		相対的株式成長率の値
				相対的株式成長率が130%を超える場合		200%
	ROE	目標値の達成度	50%	下限	ROE11%未満	0%
				目標	15%	100%
				上限	ROE20%以上	200%

## (6)譲渡制限付株式報酬

- ・譲渡制限付株式報酬は、業務執行取締役に対する長期インセンティブ報酬と位置づけ、業務執行取締役が当社普通株式を継続して保有することにより、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるための長期のインセンティブとすることを目的として付与する株式報酬です。当社は、原則として毎年、譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の交付日から、業務執行取締役が当社取締役および執行役員いずれの地位からも退任する日までの間を譲渡制限期間とする譲渡制限付株式報酬を付与いたします。
- ・譲渡制限付株式報酬の各年における支給総額は、当社取締役会からの委任を受けた、独立社外取締役が過半数を占める当社の指名・報酬委員会において決定し、株式総数については、各年300,000株を上限といたします。

## (7)業務執行取締役の報酬水準および報酬構成比率

- ・TOPIX500社および当社と同水準の時価総額や売上高の企業における報酬水準および報酬構成比率ならびに当社従業員への労働分配率および報酬水準とも比較した上で、これらを総合的に判断して、適切な報酬水準および報酬構成比率を設定しています。
- ・業務執行取締役の報酬構成については、当社業績との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的に、報酬水準や報酬形態およびその割合等を決定し、これらにつき定期的に見直しを行います。なお、業務執行取締役に対する各報酬の割合は上記(2)をご参照ください。

## (8)報酬の返還等（マルス・クローバック制度）

- ・業務執行取締役に対して付与される業績連動型株式報酬および譲渡制限付株式報酬について、報酬の返還制度（マルス・クローバック制度）を導入しております。業務執行取締役が法令または社内規程等に重要な点で違反したと当社取締役会が認めた場合および重大な不正会計や巨額損失等を含む当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合、当該業務執行取締役に対し、当社普通株式を交付せず、または交付した当社普通株式の全部または一部や交付した当社普通株式に代わる時価相当額の金銭について、返還請求等を行うものとします。返還請求等の決定およびその内容は、当社取締役会決議により決定されます。

## (9)取締役の報酬等の決定プロセス

- ・当社取締役の報酬等の内容の決定に関する方針および個人別の報酬等の内容は、当社取締役会の委任を受け、独立社外取締役が過半数を占める当社の指名・報酬委員会において客観的な審議を経て決定されるものといたします。
- ・当社の指名・報酬委員会の審議においては、報酬制度に関する客観的視点、専門的な知見や情報の提供を目的として、必要に応じて外部専門機関に助言を求めます。

## (10)執行役員の報酬等の決定に関する方針

- ・当社執行役員の報酬等の決定に関する方針は、当社取締役の報酬等の決定に関する方針に準ずるものとしており、「基本報酬」、「賞与」、「業績連動型株式報酬」および「譲渡制限付株式報酬」により構成しています。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

売上高	81,482百万円 (前期比 8.8%増)	営業利益	41,574百万円 (前期比 14.8%増)	経常利益	42,374百万円 (前期比 14.5%増)	親会社株主に 帰属する 当期純利益	29,745百万円 (前期比 639.5%増)
-----	--------------------------	------	---------------------------	------	---------------------------	-------------------------	----------------------------

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染の拡大傾向からワクチン接種が進展したことにより、まん延防止等重点措置も解除される等、経済活動に回復の兆しが見え始めたものの、半導体不足や原材料価格の高騰に加え、ロシア・ウクライナ情勢の影響もあり、経済状況の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

自動車業界においては、半導体などの部品不足に起因した生産台数の減少により、新車登録台数（軽自動車含む）は4,215千台（前期比9.5%減）となりました。

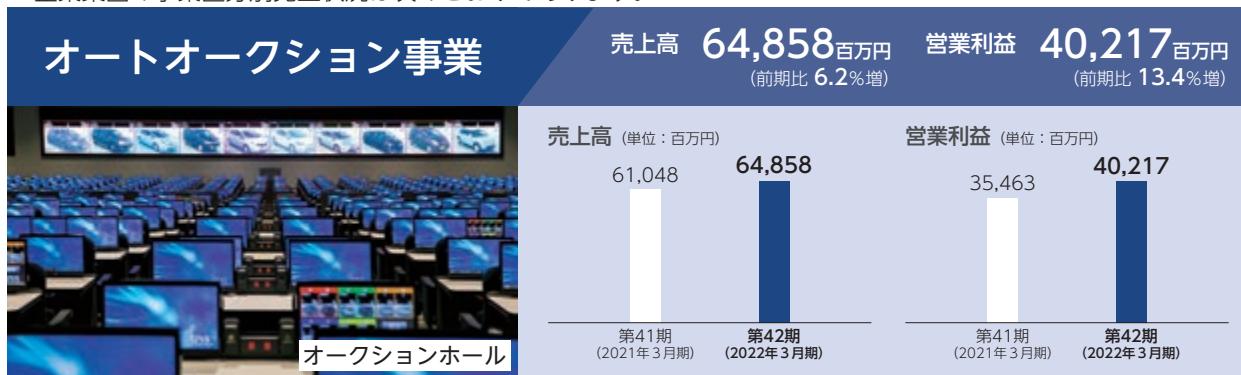
中古車登録台数（軽自動車含む）は、新車の減産による販売台数減少の影響で、下取りにより発生する中古車が減少したことなどから、6,566千台（前期比4.9%減）となりました。（（一社）日本自動車販売協会連合会、（一社）全国軽自動車協会連合会調べ）

また、中古車需要に大きく影響を及ぼす中古車輸出は、新型コロナウイルス感染症発生前とほぼ同水準まで回復し、輸出台数は1,222千台（前期比17.3%増）となりました。なお、中古車輸出最大の仕向地であるロシアへの輸出台数は167千台（前期比29.8%増）となりました。今後のロシア・ウクライナ情勢によりロシア向け輸出の影響が予想されますが、世界的に日本の中古車需要は堅調であることから、中古車輸出全体への影響は限定的であると推測しております。（財務省貿易統計調べ）

オートオークション市場においては、新車登録台数減少の影響により出品台数は6,786千台（前期比4.1%減）となりましたが、新車の供給不足による代替需要もあり、成約台数は4,671千台（前期比0.9%増）、成約率は68.8%（前期実績65.4%）となりました。また、このような自動車の需給がひっ迫するなかで、オートオークション市場の取引価格が高騰し、成約車両単価は657千円（前期比15.2%増）となりました。（（株）ユーストカー調べ）

このような経営環境の中、U S S グループの当連結会計年度における経営成績は、オートオークション事業では、トップシェアである競争優位性を活かして、良質な中古車の出品を誘致する営業政策により、成約車両単価は909千円（前期比18.4%増）と市場平均を大きく上回る取引価格を実現し、前期を上回る取扱台数を確保することができました。また、リサイクル事業では、解体工事の取扱量が増加したことなどから増収増益となりました。以上により、売上高81,482百万円（前期比8.8%増）、営業利益41,574百万円（前期比14.8%増）、経常利益42,374百万円（前期比14.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益29,745百万円（前期比639.5%増）と、売上高および全ての利益項目で過去最高を更新いたしました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。



オートオークションの出品台数は2,731千台（前期比2.7%増）、成約台数は1,787千台（前期比6.3%増）、成約率は65.4%（前期実績63.2%）となりました。

オートオークションにおける売上高は、取扱台数が増加したことに加え、成約率の上昇などにより増加しました。営業費用については、のれん償却額や減価償却費の減少などにより減少しました。

この結果、オートオークション事業は、外部顧客に対する売上高64,858百万円（前期比6.2%増）、営業利益40,217百万円（前期比13.4%増）となりました。



中古自動車買取専門店「ラビット」は、オークション相場が高水準で推移したことにより増収となったものの、同業他社との買取価格競争による買取相場の上昇や、買取台数の減少により増収減益となりました。

事故現状車買取販売事業は、高額車両の取扱いが増加したことにより増収となったものの、販売台数の減少により増収減益となりました。

この結果、中古自動車等買取販売事業は、外部顧客に対する売上高9,300百万円（前期比7.6%増）、営業利益136百万円（前期比49.8%減）となりました。

## その他の事業

売上高

7,323百万円  
(前期比 41.4%増)

営業利益

1,200百万円  
(前期比 200.1%増)



リサイクル選別プラント

売上高 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)



リサイクル事業は、金属スクラップ相場が高値圏で推移したことによる売上高および粗利益の増加に加え、解体工事の取扱いが増加したことなどから増収増益となりました。

この結果、その他の事業は、外部顧客に対する売上高7,323百万円（前期比41.4%増）、営業利益1,200百万円（前期比200.1%増）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資等の額は、1,785百万円（完工ベース）であり、その主なものは次のとおりであります。

### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

区 分	事業所名	設備の内容	完工年月
オートオークション事業	H A A 神戸	駐車場用地拡大	2022年3月
	H A A 神戸	オークションシステム機器入替	2022年3月
	名古屋会場	オークションシステム機器入替	2022年3月

### ② 当連結会計年度の末日において継続中の主要設備の新設・拡充・改修

区 分	事業所名	設備の内容	完工予定年月
オートオークション事業	東京会場	立体駐車場新築	2023年1月 (着手：2022年3月)

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症による影響や世界的な半導体の供給不足などにより、新車販売台数が低水準で推移しているものの、各国政府は経済活動の再開に軸足を移しつつあり、新車供給も徐々に改善するものと見込まれます。

このような経営環境の中、U S Sグループは国内における中古車流通を支えるべく、オークション会員や従業員の健康と安全確保を最優先とし、事業継続に必要な感染症防止策を徹底したうえで次のような課題に取り組んでまいります。また、中長期的には、電気自動車の本格的な普及に備え、中古車市場における電気自動車の評価基準や車両検査体制などの確立に向けた研究開発を進めてまいります。

### ① 会員の利便性向上

会員の利便性向上に資する設備投資については優先的に実施し、会員の満足度向上を図ります。

特に、DX（デジタルトランスフォーメーション）の実現に向けて、デジタル投資を加速してまいります。

また、電気自動車の評価基準や車両検査体制の確立に向けた研究開発を進めてまいります。

### ② 効果的なM&Aの実施

U S SグループはM&Aを企業成長の機会と捉え、将来キャッシュ・フローの増加に繋がる案件については積極的な投資を行います。

### ③ 他業種企業との連携

業務・資本提携などの実施により、シナジー効果の獲得が見込まれる他業種企業との連携を模索いたします。

### ④ 中古自動車等買取販売事業、その他の事業の強化

オートオークション事業を核として、中古自動車等買取販売事業やリサイクル事業を拡大し「中古車流通業界をリードする総合企業」を目指します。

さらに、健全な財務体質を維持し、資本効率を重視した経営を標榜し、自己資本当期純利益率（ROE）を重要な経営指標として捉え、中期的に15%以上の水準を目指してまいります。

以上により、第43期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の連結業績計画は、オートオークション事業における出品台数2,860千台（前期比4.7%増）、成約台数1,850千台（前期比3.5%増）、成約率64.7%（前期実績65.4%）を前提とし、連結売上高は84,100百万円（前期比3.2%増）、営業利益は43,100百万円（前期比3.7%増）、経常利益は43,800百万円（前期比3.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は30,000百万円（前期比0.9%増）を見込んでおります。

また、利益配分につきましては、安定的な配当の維持および適正な利益還元観点から、業績に連動した配当政策として連結配当性向を指標に用いております。この連結配当性向は段階的に引き上げており、2020年3月からは55%以上と定めております。

第43期の1株当たりの年間配当金は67円40銭を計画しており、株式上場以来23期連続増配を目指してまいります。

株主の皆様には、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

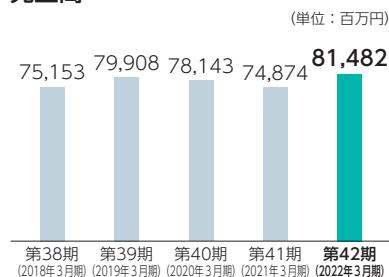
## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第38期 (2018年3月期)	第39期 (2019年3月期)	第40期 (2020年3月期)	第41期 (2021年3月期)	第42期 (2022年3月期) (当連結会計年度)
売上高	(百万円) 75,153	79,908	78,143	74,874	<b>81,482</b>
経常利益	(百万円) 36,676	38,039	36,710	36,996	<b>42,374</b>
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円) 24,285	25,543	20,634	4,022	<b>29,745</b>
1株当たり当期純利益	(円) 95	100	82	16	<b>119</b>
総資産	(百万円) 222,292	232,703	219,133	210,699	<b>229,354</b>
純資産	(百万円) 172,190	183,535	183,980	173,524	<b>182,473</b>
1株当たり純資産	(円) 672	717	729	687	<b>733</b>

(注) 第39期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を適用しており、第38期については遡及適用後の値を記載しております。

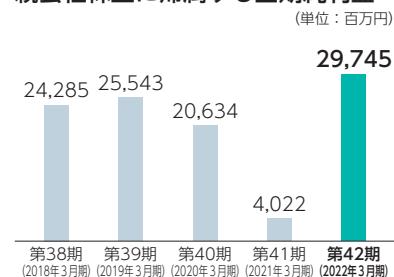
#### 売上高



#### 経常利益



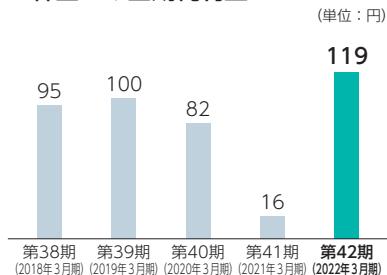
#### 親会社株主に帰属する当期純利益



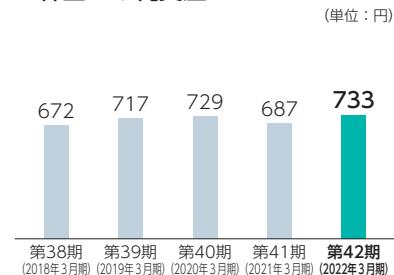
#### 総資産／純資産



#### 1株当たり当期純利益



#### 1株当たり純資産



## ② セグメント別財産および損益の状況

セグメント	区 分	第38期 (2018年3月期)	第39期 (2019年3月期)	第40期 (2020年3月期)	第41期 (2021年3月期)	第42期 (2022年3月期) (当連結会計年度)
オートオークション事業	売上高 (百万円)	59,521	64,684	63,350	61,048	<b>64,858</b>
	営業利益 (百万円)	35,131	36,323	35,436	35,463	<b>40,217</b>
	総資産 (百万円)	215,021	225,269	211,517	202,889	<b>220,146</b>
中古自動車等 買取販売事業	売上高 (百万円)	9,827	9,701	9,099	8,646	<b>9,300</b>
	営業利益 (百万円)	171	116	103	271	<b>136</b>
	総資産 (百万円)	2,081	2,145	1,696	1,978	<b>2,188</b>
その他の事業	売上高 (百万円)	5,805	5,522	5,692	5,180	<b>7,323</b>
	営業利益 (百万円)	665	583	369	400	<b>1,200</b>
	総資産 (百万円)	6,781	6,805	7,059	6,704	<b>8,090</b>

- (注) 1. 売上高につきましては、外部顧客に対する売上高を記載しております。  
 2. 第39期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を適用しており、第38期については遡及適用後の値を記載しております。

## (6) 重要な組織再編等の状況

当社は、2021年10月1日付けで、当社の完全子会社であった株式会社ジェイ・イー・イーおよび同社の完全子会社であった株式会社H A A 神戸を吸収合併いたしました。

当社の完全子会社であった株式会社U S S ロジスティクス・インターナショナル・サービスは、2021年12月9日付けで清算終了いたしました。

## (7) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

連結子会社は7社、持分法適用会社は該当ありません。

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ユー・エス物流	30百万円	100.0%	貨物自動車運送手配およびオークション運営に関わる受託業務
株式会社U S S サポートサービス	45百万円	100.0%	金融サービス他
株式会社リプロワールド	63百万円	100.0%	事故現状車の買取販売
株式会社ラビット・カーネットワーク	50百万円	100.0%	中古自動車の買取販売
株式会社アビツ	270百万円	51.0%	廃自動車等のリサイクル
株式会社ジャパンバイクオークション	212百万円	66.2%	バイクオークション運営
株式会社S M A R T	100百万円	26.0% (26.0%)	設備・プラント処分元請事業

- (注) 1. 出資比率の( )内は、間接出資比率で内数であります。  
2. 株式会社S M A R Tは、当社の連結子会社である株式会社アビツ(当社出資比率51%)が51%を出資しておりますので、当社の間接出資比率は26.0%となります。  
3. 当社は、2021年10月1日付けで、当社の完全子会社であった株式会社ジェイ・イー・エーおよび同社の完全子会社であった株式会社H A A神戸を吸収合併いたしました。  
4. 当社の完全子会社であった株式会社U S S ロジスティクス・インターナショナル・サービスは、2021年12月9日付けで清算終了いたしました。

## ③ 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

中古自動車のオークション運営、中古自動車等買取販売事業およびリサイクル事業

(9) 主要な拠点等 (2022年3月31日現在)

	区 分	事業所または会社名	所 在 地	備 考
当 社	オートオークション事業	名古屋会場	愛知県東海市	本店
		九州会場	佐賀県鳥栖市	支店
		福岡会場	福岡県筑紫野市	支店
		東京会場	千葉県野田市	支店
		岡山会場	岡山県赤磐市	支店
		静岡会場	静岡県袋井市	支店
		札幌会場	北海道江別市	支店
		埼玉会場	埼玉県入間市	支店
		群馬会場	群馬県藤岡市	支店
		東北会場	宮城県柴田郡村田町	支店
		大阪会場	大阪府大阪市	支店
		横浜会場	神奈川県横浜市	支店
		R-名古屋会場	愛知県東海市	支店
		神戸会場	兵庫県神戸市	支店
		北陸会場	石川県白山市	支店
		新潟会場	新潟県見附市	支店
		四国会場	愛媛県松山市	支店
		J A A	東京都江戸川区	支店
		H A A 神戸	兵庫県神戸市	支店
		インターネット事業部	東京都中央区	インターネットによる中古自動車に関する情報提供
子 会 社	オートオークション事業	株式会社ユー・エス物流	愛知県東海市	国内営業所17拠点
		株式会社US Sサポートサービス	愛知県東海市	金融サービス他
		株式会社ジャパンバイクオークション	神奈川県横浜市	バイクオークション運営 国内オークション会場2拠点
	中古自動車等 買取販売事業	株式会社リプロワールド	千葉県野田市	事故現状車買取販売事業 国内営業所14拠点
		株式会社ラビット・カーネットワーク	東京都千代田区	中古自動車買取専門店「ラビット」直営店15店舗、フランチャイズ店129店舗
その他の事業	株式会社アビヅ	愛知県名古屋市	廃自動車等のリサイクル工場	
	株式会社S M A R T	愛知県名古屋市	設備・プラント処分元請事業	

## (10) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
オートオークション事業	782名 ( 117名)	12名減 ( 3名増)
中古自動車等買取販売事業	158名 ( 6名)	1名増 ( 1名減)
その他の事業	134名 ( 37名)	6名増 ( -)
全社 (共通)	28名 ( 1名)	2名減 ( -)
合計	1,102名 ( 161名)	7名減 ( 2名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数 ( U S S グループ外から U S S グループへの出向者を含み、 U S S グループから U S S グループ外への出向者を除く ) であり、臨時雇用者数 ( 嘱託社員、契約社員、パートタイマーおよび派遣社員を含む ) は当連結会計年度の平均人員 ( 1日7時間30分勤務換算 ) を ( ) 内に外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
681名 (101名)	57名増 (3名増)	39.6歳	13.4年

- (注) 使用人数は就業員数 ( 社外から当社への出向者を含み、当社から社外への出向者を除く ) であり、臨時雇用者数 ( 嘱託社員、契約社員、パートタイマーおよび派遣社員を含む ) は当事業年度の平均人員 ( 1日7時間30分勤務換算 ) を ( ) 内に外数で記載しております。

## (11) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,386百万円
株式会社三菱UFJ銀行	376百万円

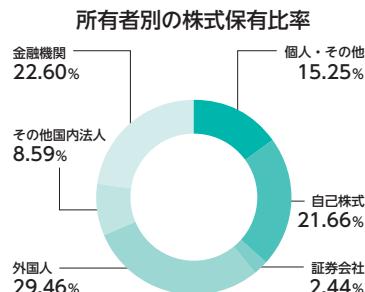
- (注) 1. 株式会社三井住友銀行からの借入額のうち2,200百万円は、2017年3月に当社の連結子会社である株式会社アビズが当社から事業用地等を取得するための原資として3,300百万円の借入れを行ったことによるものであります。
2. 株式会社三井住友銀行からの借入額のうち186百万円は、当社の連結子会社である株式会社 S M A R T が運転資金として借入れを行ったことによるものであります。
3. 株式会社三菱UFJ銀行からの借入額は、信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入のために設定された U S S 従業員持株会専用信託が、当社株式を取得するための原資として借入れを行ったものであります。当プランについては、「2. 会社の株式に関する事項 (5) その他株式に関する重要な事項 ②従業員株式所有制度の概要」をご参照ください。

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 313,250,000株  
(自己株式67,864,586株を含む)
- (3) 株主数 17,253名
- (4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	42,204千株	17.19%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	12,944千株	5.27%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	11,612千株	4.73%
瀬田 大	9,391千株	3.82%
瀬田 衛	9,200千株	3.74%
安藤 之弘	9,176千株	3.73%
野村信託銀行株式会社 (退職給付信託三菱UFJ銀行口)	8,400千株	3.42%
株式会社服部モータース	7,280千株	2.96%
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	7,218千株	2.94%
公益財団法人服部国際奨学財団	7,200千株	2.93%

- (注) 1. 当社は、自己株式を67,864,586株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
 3. 持株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。ただし、持株比率は小数第3位を切り捨てて表示しております。

4. 上記のほか、大量保有報告書（変更報告書）において、以下の株式を保有している旨報告を受けております。

- (1) 株式会社三菱UFJ銀行他2社連名により2018年4月16日付けで提出された変更報告書において、2018年4月9日現在で以下の株式を保有している旨記載されておりますが、当社として2022年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名または名称	住 所	持 株 数	持株比率
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	8,400千株	3.42%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	8,196千株	3.34%
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	1,139千株	0.46%
合 計		17,736千株	7.22%

- (2) マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー他1社連名により2020年12月4日付けで提出された変更報告書において、2020年11月30日現在で以下の株式を保有している旨記載されておりますが、当社として2022年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名または名称	住 所	持 株 数	持株比率
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	米国 02199、マサチューセッツ州、ボストン、ハンティントンアベニュー111	11,569千株	4.71%
MF S インベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル	837千株	0.34%
合 計		12,407千株	5.05%

- (3) エフエムアール エルエルシー他1社連名により2021年3月22日付けで提出された変更報告書において、2021年3月15日現在で以下の株式を保有している旨記載されておりますが、当社として2022年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名または名称	住 所	持 株 数	持株比率
エフエムアール エルエルシー	米国 02210 マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート245	14,936千株	6.08%
ナショナル ファイナンシャル サービス エルエルシー	米国 02210 マサチューセッツ州ボストン、シーポート・ブルバード200	0千株	0.00%
合 計		14,937千株	6.08%

- (4) インベスコ・アセット・マネジメント株式会社他2社連名により2022年1月20日付けで提出された変更報告書において、2022年1月14日現在で以下の株式を保有している旨記載されておりますが、当社として2022年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名または名称	住 所	持 株 数	持株比率
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階	22,537千株	9.18%
インベスコ アドバイザーズ インク	Two Peachtree Pointe 1555 Peachtree Street, N.E. Suite 1800 Atlanta, Georgia 30309 U.S.A	4,161千株	1.69%
インベスコ ホンコン リミテッド	41/F, Champion Tower, 3 Garden Road, Central, Hong Kong	402千株	0.16%
合 計		27,101千株	11.04%

## (5) その他株式に関する重要な事項

### ① 自己株式の取得

当社は、2021年11月8日開催の取締役会において、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するとともに、資本効率の向上および株主還元の実現を図るため、取得する株式総数の上限を6百万株、取得価額の総額の上限を10,000百万円として、2021年11月9日から2022年5月31日までの間に、当社普通株式を取得する旨の自己株式取得の決議を行い、以下のとおり実施しております。

自己株式の取得状況（2022年3月31日現在）

取得した株式の総数：4,322,800株

取得価額の総額：7,972,969,300円

### ② 従業員株式所有制度の概要

当社は、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」という。）を第41期事業年度より再導入しております。

本プランでは、当社が信託銀行に「U S S 従業員持株会専用信託」（以下、「従持信託」という。）を設定し、従持信託は、設定後3年間にわたり「U S S 従業員持株会」（以下、「持株会」という。）が取得すると見込まれる数の当社株式を市場より予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却いたします。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証による銀行借入を行っております。

信託終了時点において、持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が信託残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積した場合には、当該株式売却損相当額の借入金残債について、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき当社が弁済することになります。

当事業年度末において、貸借対照表に計上した従持信託の保有する当社株式は、362百万円（187千株）、従持信託による借入金は376百万円であります。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 最高経営責任者 (CEO)	安 藤 之 弘	株式会社ユー・エス物流 代表取締役社長
代表取締役社長 最高執行責任者 (COO)	瀬 田 大	株式会社US Sサポートサービス 代表取締役社長 株式会社アビッツ 代表取締役社長
取締役副社長	山 中 雅 文	統括本部長 株式会社リプロワールド 代表取締役社長
常務取締役	池 田 浩 照	オークション運営本部長
取締役	田 村 均	CS実践研究所 所長
取締役	加 藤 明 彦	
取締役	高 木 暢 子	株式会社COEING AND COMPANY 代表取締役 高木暢子公認会計士事務所 代表
常勤監査役	後 藤 健 一	後藤健一税理士事務所 所長
監査役	三 宅 恵 司	公認会計士三宅恵司事務所 所長
監査役	小 川 淳	富島・小川・森法律事務所 弁護士 大冷工業株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役田村均、加藤明彦、高木暢子の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役後藤健一、三宅恵司および小川淳の各氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役後藤健一氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役三宅恵司氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役田村均、加藤明彦および高木暢子ならびに監査役後藤健一、三宅恵司および小川淳の各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
6. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
7. 当事業年度中および当事業年度末日後の取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は、次のとおりであります。
- (1) 常務取締役池田浩照氏は、2022年1月1日付けで名古屋・R-名古屋会場長からオークション運営本部長に担当を変更いたしました。
- (2) 専務取締役オークション運営本部長赤瀬雅之氏は、2021年12月31日付けで辞任により退任いたしました。
- (3) 監査役後藤健一、三宅恵司および小川淳の各氏は、2021年6月15日付けで監査役に就任いたしました。
- (4) 監査役尾崎信治、丹羽達および宮寄良一の各氏は、2021年6月15日付けで監査役を退任いたしました。
8. 当社と全ての社外取締役および社外監査役とは、会社法第427条第1項ならびに定款第27条および第37条の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補填されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社および当社の子会社の取締役および監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (月額報酬)	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	301	233	－	68	8
（うち社外取締役）	(14)	(14)	(－)	(－)	(3)
監査役	15	15	－	－	6
（うち社外監査役）	(14)	(14)	(－)	(－)	(5)
合計	316	248	－	68	14
（うち社外役員）	(28)	(28)	(－)	(－)	(8)

(注) 1. 上記には、2021年6月15日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって退任した常勤監査役1名および社外監査役2名ならびに2021年12月31日付けで辞任により退任した取締役1名を含んでおります。

2. 使用人兼務取締役はおりません。

3. 非金銭報酬等である株式報酬型ストックオプションの内容は、第42期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報「I. 事業報告に表示すべき事項 1. 会社の新株予約権等に関する事項 (1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の内容等」のとおりであり、これらの各新株予約権につき、当事業年度において費用計上した額であります。

### ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役および監査役の報酬等の限度額は、以下のとおり決議されております。

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	左記株主総会終結時点の 対象者の員数
取締役 (社外取締役を含む)	金銭	年額500百万円以内	第26期定時株主総会 (2006年6月28日開催)	18名 (うち社外取締役は4名)
取締役 (社外取締役を除く)	株式報酬型 ストックオプション	年額150百万円以内	第27期定時株主総会 (2007年6月26日開催)	14名 (社外取締役を除く)
監査役	金銭	年額50百万円以内	第26期定時株主総会 (2006年6月28日開催)	3名

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年5月11日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定プロセスを変更した新たな取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

変更後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりであります。

#### (1) 役員報酬制度に係る基本方針

- ・当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を牽引する優秀な経営人材を保持・獲得するため、競争力のある報酬水準に設定いたします。
- ・固定報酬（基本報酬）と変動報酬（中長期的な業績に連動した自社株報酬としての株式報酬型ストックオプション）の割合等を適切に設定することにより、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するものいたします。

#### (2) 役員報酬制度の内容（●は、それぞれの報酬等の支給対象者を示します。）

報酬等の種類		支給対象		
		業務執行取締役 (注1)	社外取締役 (注2)	監査役 (注3)
固定	基本報酬	●	●	●
変動	株式報酬型ストックオプション	●	—	—

- (注) 1. 業務執行取締役の報酬は、「基本報酬」および「株式報酬型ストックオプション」により構成されております。基本報酬は、役位ごとの役割の大きさや責任範囲等を踏まえて定め、毎月定額を支給いたします。株式報酬型ストックオプションは、取締役の在任期間や業績等への貢献度を基準にその付与数等を定め、取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失したことを行使条件としております。
2. 社外取締役の報酬は、高い客観性・独立性をもって経営を監督する立場にあることから、基本報酬のみで構成され、毎月定額を支給いたします。
3. 監査役の報酬は、監査役の協議にて決定しており、高い客観性・独立性をもって経営を監査および監督する立場にあることから、基本報酬のみで構成され、毎月定額を支給いたします。

#### (3) 業務執行取締役の報酬水準および報酬構成比率

- ・外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ（三井住友信託銀行株式会社およびデロイトトーマツコンサルティング合同会社が共同で実施している「役員報酬サーベイ」）等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、適切な報酬水準および報酬構成比率を設定しております。
- ・業務執行取締役の報酬構成については、当社業績との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的に、報酬水準や報酬形態およびその割合等を決定し、これらにつき定期的に見直しを行います。

#### 業務執行取締役に対する各報酬の割合

報酬の種類	報酬構成
基本報酬	70%～90%
株式報酬型ストックオプション	10%～30%

#### (4) 取締役の報酬等の決定プロセス

取締役の報酬等については、透明性および客観性を一層高めるべく、取締役会決議をもって、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会にその決定を委任し、同委員会において、株主総会にて決議された限度額の範囲で役位・職責・会社業績への貢献度を総合的に勘案したうえで決定いたします。

#### ④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、2021年5月11日開催の取締役会において、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会に各取締役の個人別の報酬額の決定を委任する旨の決議を行い、指名・報酬委員会において決定を行っております。

指名・報酬委員会に委任した理由は、個人別の報酬額に係る決定の内容の透明性および客観性を一層高めるには、同委員会が適していると判断したためであります。同委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、株主総会にて決議された限度額の範囲で、役位、職責、会社業績への貢献度を総合的に勘案したうえで決定しております。同委員会は、代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO）（以下、「代表取締役会長」という。）の安藤之弘氏を委員長として、代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）の瀬田大氏、社外取締役の田村均氏、加藤明彦氏および高木暢子氏の5名で構成しております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、その決定権限が適切に行使されるように委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会が、上記③に記載の決定方針との整合性を含めて総合的な検討を行ったうえで決定しており、取締役会においても、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等のうち、2021年5月11日開催の取締役会における変更前の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「変更前方針」という。）のもとで決定された取締役の個人別の報酬等の内容については、その決定の委任を受けた代表取締役会長安藤之弘氏が、各取締役の個人別の報酬額を決定しております。取締役会から委任を受けた代表取締役会長が個人別の報酬額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性および業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会からの諮問を受けて指名・報酬委員会が行う個人別の報酬等の内容に関する答申を踏まえなければならないものとしています。指名・報酬委員会は、取締役会に対して個人別の報酬等の内容に関する答申を行うにあたって、変更前方針との整合性を含めて総合的な検討を行っており、取締役会においてもその答申の内容を確認していることから、変更前方針のもとで決定された取締役の個人別の報酬等の内容は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(注) 本株主総会において、24頁から34頁までに記載した「第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度および業績連動型株式報酬制度に係る報酬額および内容決定の件」が原案のとおり承認されますと、上記「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」は、30頁から34頁までに記載の内容へと変更される予定です。

### (3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係は、47頁から48頁までに記載した「(1) 取締役および監査役の状況」のとおりであります。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	田 村 均	9回／9回 (100%)	—	CS経営に関する幅広い知識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の指名・報酬委員会3回全てに委員として出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	加 藤 明 彦	9回／9回 (100%)	—	金融機関での経営に関する高い見識・経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の指名・報酬委員会3回全てに委員として出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	高 木 暢 子	9回／9回 (100%)	—	財務および会計ならびにM&Aに関する豊富な経験と専門的な知識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の指名・報酬委員会3回全てに委員として出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	後 藤 健 一	7回／7回 (100%)	7回／7回 (100%)	会計および業務監査を実施するほか、税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	三 宅 恵 司	7回／7回 (100%)	7回／7回 (100%)	会計および業務監査を実施するほか、公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	小 川 淳	7回／7回 (100%)	7回／7回 (100%)	会計および業務監査を実施するほか、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

## 4 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

区 分	金 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記「当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額」の金額はこれらに基づく合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、内部監査室その他の関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や監査報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 責任限定契約および補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の品質管理、独立性および信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。ただし、百分率（2. 会社の株式に関する事項の持株比率を除く）は小数第2位を四捨五入しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>103,872</b>
現金及び預金	79,380
オークション貸勘定	14,572
受取手形、売掛金及び契約資産	2,425
有価証券	3,000
棚卸資産	1,206
前払費用	167
その他	3,137
貸倒引当金	△18
<b>固定資産</b>	<b>125,481</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>100,379</b>
建物及び構築物	33,426
機械装置及び運搬具	709
器具及び備品	2,286
土地	63,577
リース資産	134
建設仮勘定	245
<b>無形固定資産</b>	<b>14,575</b>
のれん	8,366
その他	6,209
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,526</b>
投資有価証券	1,918
長期貸付金	30
長期前払費用	383
繰延税金資産	843
再評価に係る繰延税金資産	2,456
退職給付に係る資産	43
投資不動産	4,248
その他	708
貸倒引当金	△106
<b>資産合計</b>	<b>229,354</b>

科 目	金 額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>37,884</b>
オークション借勘定	21,213
支払手形及び買掛金	698
短期借入金	186
1年内返済予定の長期借入金	220
リース債務	36
未払法人税等	7,578
預り金	2,054
賞与引当金	782
その他	5,113
<b>固定負債</b>	<b>8,996</b>
長期借入金	2,356
リース債務	28
長期未払金	241
退職給付に係る負債	872
預り保証金	4,869
資産除去債務	623
その他	3
<b>負債合計</b>	<b>46,880</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>184,600</b>
資本金	18,881
資本剰余金	18,915
利益剰余金	211,843
自己株式	△65,039
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△4,719</b>
その他有価証券評価差額金	930
土地再評価差額金	△5,636
退職給付に係る調整累計額	△14
<b>新株予約権</b>	<b>457</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>2,136</b>
<b>純資産合計</b>	<b>182,473</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>229,354</b>

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		81,482
売上原価		30,710
売上総利益		50,772
販売費及び一般管理費		9,197
営業利益		41,574
営業外収益		
受取利息及び配当金	26	
不動産賃貸料	743	
その他	213	984
営業外費用		
支払利息	12	
不動産賃貸原価	162	
その他	9	185
経常利益		42,374
特別利益		
固定資産売却益	20	
関係会社株式売却益	1,627	
その他	1	1,650
特別損失		
固定資産除売却損	41	
投資有価証券評価損	80	
賃貸借契約解約損	27	
その他	0	149
税金等調整前当期純利益		43,874
法人税、住民税及び事業税	13,465	
法人税等調整額	△218	13,246
当期純利益		30,627
非支配株主に帰属する当期純利益		882
親会社株主に帰属する当期純利益		29,745

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>94,522</b>
現金及び預金	72,078
オークション貸勘定	14,499
売掛金	213
有価証券	3,000
商品	150
貯蔵品	111
前払費用	75
関係会社短期貸付金	1,500
その他	2,902
貸倒引当金	△9
<b>固定資産</b>	<b>122,506</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>95,267</b>
建物	28,335
構築物	4,097
機械及び装置	153
車両運搬具	45
器具及び備品	2,233
土地	60,327
建設仮勘定	75
<b>無形固定資産</b>	<b>14,487</b>
借地権	3,400
ソフトウェア	1,703
のれん	8,366
その他	1,017
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,751</b>
投資有価証券	1,681
関係会社株式	1,828
破産更生債権等	30
長期前払費用	369
前払年金費用	43
繰延税金資産	508
再評価に係る繰延税金資産	2,456
保険積立金	59
投資不動産	5,368
その他	434
貸倒引当金	△30
<b>資産合計</b>	<b>217,028</b>

科 目	金 額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>34,424</b>
オークション借勘定	21,698
買掛金	83
未払金	3,283
未払費用	100
未払法人税等	6,583
預り金	2,028
賞与引当金	579
その他	66
<b>固定負債</b>	<b>6,459</b>
長期借入金	376
長期未払金	137
退職給付引当金	785
預り保証金	4,631
資産除去債務	529
<b>負債合計</b>	<b>40,883</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>180,393</b>
<b>資本金</b>	<b>18,881</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>14,506</b>
資本準備金	4,583
その他資本剰余金	9,922
<b>利益剰余金</b>	<b>212,044</b>
利益準備金	370
その他利益剰余金	211,674
繰越利益剰余金	211,674
<b>自己株式</b>	<b>△65,039</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>△4,705</b>
その他有価証券評価差額金	930
土地再評価差額金	△5,636
<b>新株予約権</b>	<b>457</b>
<b>純資産合計</b>	<b>176,145</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>217,028</b>

## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		61,295
売上原価		17,031
売上総利益		44,263
販売費及び一般管理費		5,519
営業利益		38,743
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,135	
不動産賃貸料	961	
その他	169	2,265
営業外費用		
不動産賃貸原価	189	
その他	8	198
経常利益		40,811
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	317	
固定資産売却益	10	
子会社清算益	197	
その他	1	527
特別損失		
固定資産除売却損	28	
投資有価証券評価損	80	
賃貸借契約解約損	27	
その他	0	136
税引前当期純利益		41,201
法人税、住民税及び事業税	11,981	
法人税等調整額	△140	11,841
当期純利益		29,360

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

株式会社ユー・エス・エス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木賢次  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大橋敦司  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユー・エス・エスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユー・エス・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

株式会社ユー・エス・エス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人		
名古屋事務所		
指定有限責任社員	公認会計士	鈴木賢次
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	大橋敦司
業務執行社員		

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユー・エス・エスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会に出席するほか、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、内部監査室の監査結果を踏まえ、有限責任 ずさ監査法人から、当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月7日

株式会社ユー・エス・エス 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 後藤 健一 ㊟  
監査役（社外監査役） 三宅 恵司 ㊟  
監査役（社外監査役） 小川 淳 ㊟

以 上











# 期末の株主通信廃止のお知らせ

この度、定時株主総会終了後に株主の皆様へご送付しておりました「株主通信」につきましては、「定時株主総会招集ご通知」と内容が一部重複しており、また主要な情報は当社ウェブサイトにて開示させていただいていることから、期末の株主通信につきましては、発行を取り止めることといたしました。

なお、中間期の株主通信につきましては、今後も発行を継続する予定であります。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

# 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
期末配当金支払株主確定日	毎年3月31日
中間配当金支払株主確定日	毎年9月30日
基準日	毎年3月31日 (そのほか臨時に必要なときはあらかじめ公告いたします)
上場金融商品取引所	東京証券取引所 プライム市場/名古屋証券取引所 プレミア市場
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の全国本支店で行っております。
公告方法	電子公告により行います。 ただし、やむを得ない事情により電子公告ができない場合、 日本経済新聞に掲載いたします。
公告掲載URL 証券コード	<a href="https://www.ussnet.co.jp/">https://www.ussnet.co.jp/</a> 4732

## 株式に関する手続きについて

手続き	問い合わせ先	
	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
<ul style="list-style-type: none"><li>株主名簿に記載の住所・氏名などの変更</li><li>単元未満株式の買取請求</li><li>配当金の受領方法の変更</li><li>振込先の変更</li><li>マイナンバーに関する問い合わせ</li><li>その他手続きに関する事項</li></ul>	株式をお預けの証券会社にお問い合わせください。	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 0120-782-031 (フリーダイヤル)
<ul style="list-style-type: none"><li>特別口座から証券会社の口座への振替申請</li><li>特別口座の残高照会</li></ul>		
<ul style="list-style-type: none"><li>支払期間経過後の配当金の支払請求</li></ul>	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 0120-782-031 (フリーダイヤル)	

## メール配信サービスのご案内

当社は、株主の皆様からのご要望にお応えするため、上記の公告方法にて掲載された内容をメール配信するサービスを実施しております。あわせて、当社からのプレスリリースや会社説明会をご案内いたしますので、当社ウェブサイトよりメール配信サービスにご登録いただき、当社をご理解いただくためのツールとしてご活用ください。

# 株主総会会場ご案内

会場	愛知県東海市新宝町507番地の20 <b>当社本社（当社名古屋会場）</b> カーナビ入力時は、上記の住所をご入力ください。
交通	電車利用／名鉄常滑線「大同町（だいでうちょう）駅」下車タクシーにて約10分 なお、大同町駅より午前10時00分に出発する送迎バスを用意しておりますのでご利用ください。 <u>J R大高駅、名鉄名和駅からのバスはありませんのでご注意ください。</u> ＜ご参考＞以下の電車の場合、乗換えがご不要です。 名鉄常滑線準急（中部国際空港行き） 9時45分 名鉄名古屋駅発 → 9時58分 大同町駅着 車利用／名古屋高速4号線 船見IC 出口より約5分 伊勢湾岸自動車道 東海IC 出口より約10分 お車でお越しの方は、当社駐車場をご利用ください。



お問い合わせ先 (052) 689-1129 (株式会社ユー・エス・エス 統括本部総務部)



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンでご案内します。  
右図を読み取りください。

